

※令和 3 年 9 月 1 日以降の手数料

【別表第 4】建築物に関する完了検査申請手数料 (非課税、単位：円)

床面積の合計		手数料の額	
		特定工程物件外	特定工程物件
100 m ² 以下	4 号又は型式で特例適用	23,000	21,000
	1～3 号又は 4 号の構造計算付	24,000	22,000
100 m ² を超え、200 m ² 以下	4 号又は型式で特例適用	26,000	24,000
	1～3 号又は 4 号の構造計算付	36,000	32,000
200 m ² を超え、500 m ² 以下		50,000	45,000
500 m ² を超え、1,000 m ² 以下		65,000	60,000
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以下		85,000	80,000
2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以下		140,000	120,000
3,000 m ² を超え、5,000 m ² 以下		150,000	130,000
5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以下		190,000	170,000
10,000 m ² を超え、25,000 m ² 以下		280,000	250,000
25,000 m ² を超え、50,000 m ² 以下		300,000	270,000
50,000 m ² を超える		別途見積	別途見積

- ① 同一開発地内において 3 件以上の建築物、又は昇降機の完了検査を同時に実施する場合は、一件につき完了検査申請手数料から 2,000 円を減額する。(完了検査申込も同時の場合に限る。)
- ② 浄化槽が設置された物件は、完了検査手数料に別途手数料を加算する。
- ③ 確認審査を他機関等で実施したものは、完了検査申請手数料に確認申請手数料の額を加算する。(ただし、中間検査をこの法人で実施したものを除く。)
- ④ 再検査の手数料は、完了検査申請手数料の額とする。ただし、現地検査を伴わない場合の手数料は、8,000 円とする。(同時検査の場合の手数料減額の対象とはしない。)
- ⑤ 「検査済証を交付できない旨の通知書(期限付き)」による「追加説明書」の審査手数料は、計画変更確認申請手数料の規定を準用する。
- ⑥ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。)に係る適合義務対象建築物の完了検査手数料の加算は、下記による。
 - ・この法人で建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「省エネ適合性判定」という。)(モデル建物法)を受けたもの(計画変更及び軽微変更該当証明を含む。)は、完了検査申請手数料に 30%(加算率)を乗じた額を加算する。(1,000 円未満切り捨て)
 - ・この法人で省エネ適合性判定(モデル建物法)を受けていないものは、完了検査申請手数料に 60%(加算率)を乗じた額を加算する。
 - ・建築物の一部が省エネ適合性判定の対象となる場合は、完了検査申請手数料(当該部分の床面積が対象)に加算率を乗じた額を加算する。ただし、一件の完了検査申請で省

エネ適合性判定の対象となる建築物が複数棟ある場合は、棟毎に算定した合計額を加算する。(1,000 円未満切り捨て)

・この法人で省エネ適合性判定を受けたもので省エネ適合性判定に係る再検査が必要な場合の手数料は、完了検査申請手数料に 50%を乗じた額とする。(1,000 円未満切り捨て)

・標準入力法、主要室入力法により省エネ適合性判定を受けた建築物に関する完了検査手数料は別途見積とする。